

第3章 市民の協力等

市民の協力や、市民の自発的な活動に対する支援等について示す。

1 市民への協力要請 (法4I・II)

(1) 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあつてはならない。

① 避難住民の誘導 (法70)

② 避難住民等の救援 (法80)

③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(法115)

④ 保健衛生の確保 (法123)

(2) 企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

2 自主防災組織に対する支援 (法4III)

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、県と連携して、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、安全の確保に十分配慮する。

3 ボランティア活動への支援等 (法4III)

(1) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(2) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズやボランティアの活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの活動環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、ボランティアの技能等が効果的に発揮できるよう必要な支援を行う。

(3) ボランティア受入窓口の設置

市は、災害時において、ボランティアセンターやボランティア本部などの総合的なボランティアの受入窓口を設置するものとする。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

4 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、受入れを希望する救援物資を把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等について、広域輸送基地の設置などの体制を整備し被災者への的確な配送を図る。